

第1章 学 則

東京女子体育大学学則

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 東京女子体育大学（以下「本学」という。）は、体育・スポーツの専門的な知識・技能の教授、研究を通して、品格ある有能な女子体育指導者を養成するとともに、幅広い分野で社会の発展に貢献する人材を育成することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

(学部及び学科)

第3条 本学に次の学部・学科を置く。

体育学部・体育学科

(本 部)

第4条 本学の本部を東京都国立市富士見台四丁目30番地の1に置く。

2. 本部に事務局、入試部、広報部、教務部、学生部、キャリアセンター及び教職センターを置く。

(図書館)

第5条 本学に附属図書館を置く。

(健康管理センター)

第5条の2 本学に健康管理センターを置く。

(研究所)

第6条 本学に女子体育研究所を置く。

(地域交流センター)

第6条の2 本学に地域交流センターを置く。

(認証評価)

第6条の3 本学は、第2条の措置に加え、本学の教育研究等総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けたものによる評価を受けるものとする。

(情報の積極的な提供)

第6条の4 本学は、本学における教育研究活動等を総合的な状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報提供をするものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第6条の5 本学は、本学における授業の内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 2 章 職 員

(職 員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員及び教務補佐員などを置く。

(事務局、入試部、広報部、教務部、学生部、キャリアセンター及び教職センター)

第8条 事務局に局長、その他の職員を置き、入試部、広報部、教務部、学生部にそれぞれ部長、その他の職員を置き、キャリアセンター、教職センターに所長、その他の職員を置く。

(図書館)

第9条 図書館に館長その他の職員を置く。

(健康管理センター)

第9条の2 健康管理センターに所長その他の職員を置く。

(女子体育研究所)

第10条 女子体育研究所に所長その他の職員を置く。

(地域交流センター)

第10条の2 地域交流センターに所長その他の職員を置く。

(職 務)

第11条 職員の職務に関しては、学校教育法、学則及び本学において別に定める事務分掌規程による。

第 3 章 会 議

(教授会)

第12条 本学に教授会を置く。

2. 教授会は学長並びに本学専任の教授、准教授、講師をもって構成する。必要な場合は他の職員を加えることができる。
3. 学長は教授会を招集して、その議長となる。
4. 教授会は、構成員の過半数をもって成立するものとする。
5. 教授会の議事は出席者の過半数による。賛否同数の場合には、議長がこれを決定する。学長が重要事項として認めた事項の議事は3分の2以上とする。

(審議事項等)

第13条 教授会は、学長が次の各号に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及びその他の学生の身分の取扱いに関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの(学長裁定)

2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(委員会)

第14条 本学に教務委員会、学生委員会、その他の委員会を置く。

第4章 収容定員

第15条 毎年の入学定員を340名、第3学年の編入定員を40名、収容定員を1,440名とする。

第5章 修業年限・学年・授業期間・学期・休業日

(修業年限)

第16条 修業年限は4か年とする。

(学年)

第17条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(授業期間)

第18条 1年間の授業期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第18条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。

ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(学 期)

第19条 学年を分けて、次の二期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

ただし、期間については、教育上必要な場合等の事情により、学長の承認を得て、当該年度の学年暦において定める。

(休業日)

第20条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(2) 創立記念日 5月10日

(3) 春季休業日 3月11日から4月2日まで

(4) 夏季休業日 8月 1日から9月13日まで

(5) 冬季休業日 12月22日から翌年1月7日まで

2. 臨時に前項以外の休日を設けることができる。

3. 学長が必要と認めるときは、第1項の規定にかかわらず、休業日においても実習を課し、もしくは特別講義を聴講させ、又は休業日の期間を変更することがある。

第 6 章

教 育 課 程

(教育課程)

第21条 教育課程は、専門に関する科目、教養科目及び教職に関する科目の各授業科目を、必修科目及び選択科目に分け、各年次に配当して編成するものとする。

(専門に関する科目)

第22条 専門に関する科目の授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。

(教養科目)

第23条 教養科目の授業科目及びその単位数は、別表2のとおりとする。

(教職に関する科目)

第24条 教職に関する科目の授業科目及びその単位数は、別表3のとおりとする。

第 7 章

課程の履修及び単位の授与

(課程の履修)

第25条 専門に関する科目は第22条の授業科目について必修科目を含め46単位、第23条の教養科目について必修科目を含め22単位、及びそれぞれの選択科目、教職に関する科目の指定科目から56単位以上を履修するものとする。

(教職課程)

第26条 本学における教育課程は次の2つの教育課程を含んでいる。

- (1) 中学校教諭一種免許状（免許教科・保健体育）取得課程
- (2) 高等学校教諭一種免許状（免許教科・保健体育）取得課程

2. 本学の学部の学科において取得できる免許状の種類は、普通免許状で次のとおりである。

学部	学科	教育職員免許状の種類（免許教科）
体育学部	体育学科	中学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健体育）

3. 本学が設置する中学校教諭一種免許状（保健体育）の取得に係る教育課程は、別表4のとおりとする。

4. 本学が設置する高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得に係る教育課程は、別表5のとおりとする。

(単位の計算方法)

第27条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験・実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、個人指導による実技の授業については、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2. 前項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、これに必要な学修を考慮して単位数を定め、学修の成果を評価して単位を授与する。

(単位の授与)

第28条 一つの授業科目を履修した者に対しては、原則として試験を実施したうえ、諸条件を考慮し、総合的な判断に基づいて単位を授与する。

(成績の評価)

第28条の2 履修科目の成績は、100点をもって満点とし、その評価は、秀・優・良・可・認定・不可・対象外をもって表記し、可以上及び認定を合格とする。

秀	90点以上
優	80点以上
良	70点以上
可	60点以上
認定	別に定める
不可	60点未満
対象外	点数なし

(追試験)

第28条の3 別に定める理由で、定期試験を受けることができなかつた場合は特別欠課とし、所定の手続きにより追試験を行うものとする。

(再試験)

第28条の4 上記以外の事由により定期試験を受けることができなかつた者や、定期試験で合格点に達しなかつた者には、再試験を行うことができる。再試験の成績は別の定めによる。

(他の大学等における授業科目の履修等の取扱い)

第29条 教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条の2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

2. 前項により授与することが出来る単位数は、前条第1項及び第2項による本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3. 削 除

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(第59条の規定により修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

3. 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学・転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第29条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第 8 章

卒業及び学位授与

(卒業の認定)

第31条 本学に、4か年（第43条又は第44条により3年次に入学した者については2か年、第44条により2年次に入学した者については、3か年）以上在学し第7章所定の124単位以上を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2. 削除

（学位の授与）

第31条の2 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

（卒業の時期）

第31条の3 卒業の時期は学年の終わりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、学年の途中においても学期の区分に従い、学生を卒業させることができる。

（中学校教諭一種免許状（保健体育）の取得）

第31条の4 中学校教諭一種免許状（保健体育）を取得しようとする者は、第31条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて教育職員免許法及び同法施行規則の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

（高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得）

第31条の5 高等学校教諭一種免許状（保健体育）を取得しようとする者は、第31条に定める在学年限及び単位を充足し、合わせて教育職員免許法及び同法施行規則の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

第9章 入学・退学・休学等

（入学の時期）

第32条 入学の時期は、学年の始めとする。

（入学資格）

第33条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する女子でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校後期課程を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同
等以上の学力があると認められる者
 - ア 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準
じる者で文部科学大臣の指定したもの
 - イ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定し
た在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ウ 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大
臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するもの

を文部科学大臣が定める日以後に修了した者

エ 文部科学大臣の指定した者

オ 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）

カ 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

キ 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、十八歳に達したもの

（入学の出願）

第 3 3 条の 2 本学に入学を志望する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

（入学者の選考）

第 3 3 条の 3 入学を志望する者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学の手続）

第 3 4 条 前条の選考結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに本学所定の誓約書その他の指定された書類を提出するとともに、入学金等学生納付金を納付しなければならない。

2. 前項に規定するもののほか、出願手続、入学者選考及び入学手続について必要な事項は別に定める。

（入学の許可）

第 3 5 条 学長は、前条の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（退 学）

第 3 6 条 退学するときは、保証人連署の上、理由を付して学長に願出で許可を受けなければならない。

ただし、在学期間中に死亡した場合は、退学として取扱うものとする。

（除 籍）

第 3 7 条 学長は、次の各号に該当する者を除籍することができる。

- (1) 第 3 8 条に定める在学期間の限度を超えた者
- (2) 第 4 0 条に定める休学期間の限度を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料その他学生納付金を滞納し、督促してもこれに応じない者
- (4) 病気その他の理由によって成業の見込がない者
- (5) 行方不明の者

（在 学）

第 3 8 条 在学期間は 6 か年以内とする。ただし、第 4 3 条又は第 4 4 条により 3 年次に

入学した者の在学期間は4か年以内、第44条により2年次に入学した者の在学期間は5か年以内とする。

2. 第42条により再入学した者の在学期間は、前項に定める在学期間から再入学前の在学期間を控除した期間とする。

(休学)

第39条 病気、その他やむを得ない事情のため、引き続き3か月以上修学することができないときは、理由を付して休学を願い出ることができる。

ただし、病気の場合は医師の診断書を添えるものとする。

第40条 休学は3か月・6か月・1か年のそれぞれの期間についてのみ許可し、通算2か年を超えることはできない。

ただし、特別の事情がある場合には、この限りではない。

2. 休学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第41条 休学期間満了の場合、又は休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第42条 一度退学した者が再入学を願い出た場合は、審査の上、これを許可することができる。

2. 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(編入学)

第43条 他の大学から編入学を志望する者については、選考の上3年次に編入学を許可することができる。

2. 編入学を志望する者は、次の各号の一に該当する女子でなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学2年以上在学し、62単位以上の授業科目を修得した者

(3) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(4) 短期大学を卒業した者

(5) 高等専門学校を卒業した者

(6) 修業年限が2か年以上で課程の終了に必要な総授業時間数が1700時間以上ありかつ試験等で成績評価を行い、課程修了の認定を行っている専修学校を卒業した者

3. 3年次編入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第44条 他の大学から、その学長の承認を得て本学に転学を志望する者があれば、審査の上、相当学年に入学を許可することができる。

第45条 本学から他の大学へ転学しようとする者は、学長の承認を得なければならない

ない。

第10章 授業料・入学検定料・入学金・施設設備費・実験実習料・貸給費

(授業料)

第46条 授業料は年額760,000円とし、次の二期に分けて納入するものとする。

第一期 380,000円 納期 4月1日から4月30日まで

第二期 380,000円 納期 9月1日から9月30日まで

2. 編入学した者の授業料は、編入した相当学年と同等とするものとする。
3. 特別な事情により所定の納期までに納入困難な者に対しては、願出により分納又は延納を許可することができる。
4. 第40条に定める休学期間を除き、本学に、4か年(第43条又は第44条により3年次に入学した者については2か年、第44条により2年次に入学した者については、3か年)在学し、第25条所定の124単位を修得していない者に対しては、授業料の一部を減額することができる。減額する授業料の額は別に定める。

(入学検定料)

第47条 入学検定料は33,000円とする。併願の場合は別に定める。

(入学金)

第48条 入学金は300,000円とする。

(施設設備費)

第49条 施設設備費は年額300,000円とし、次の二期に分けて納入するものとする。

第一期 150,000円 納期4月1日から4月30日まで

第二期 150,000円 納期9月1日から9月30日まで

2. 特別な事情により所定の納期までに納入困難な者に対しては、願出により、分納又は延納を許可することができる。

(実験実習料)

第49条の2 実験実習料は年額60,000円とし、次の二期に分けて納入するものとする。

第一期 30,000円 納期4月1日から4月30日まで

第二期 30,000円 納期9月1日から9月30日まで

2. 特別な事情により所定の納期までに納入困難な者に対しては、願出により、分納又は延納を許可することができる。

(退学等の場合の授業料等の徴収)

第50条 退学もしくは転学した者、除籍された者、退学を命ぜられた者については、その期の授業料等は在籍していた期まで徴収する。

2. 第40条第1項に定める休学を認められた者については、休学期間中の授業料、施設設備費及び実験実習料は徴収しない。

ただし、休学期間に応じて在籍料を徴収する。

(授業料等の返還)

第51条 既納の授業料、入学検定料、入学金、施設設備費及び実験実習料は返還しない。

ただし、次の各号の一に該当するときは授業料等を返還することができる。

(1) 別に定める入学者選考において入学を許可された者が、所定の期間に入学を辞退するときは、納付した者の申し出により授業料、施設設備費及び実験実習料相当額

(2) 削除

(授業料等の額の改定)

第52条 削除

(貸給費)

第53条 貸給費については、別にこれを定める。

第11章 賞 罰

(表彰)

第54条 学生として本学の建学の精神にてらし表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを表彰する。

(懲戒)

第54条の2 本学の建学の精神にもとり、規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった者は、教授会の意見を聴いて、学長がこれを懲戒する。

2. 前項の懲戒は退学・停学及び訓告とする。

3. 退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 正当な理由なくして出席が常でない者

(2) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(4) 学業に意欲を欠き成績不良で成業の見込がないと認められる者

4. 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

第12章 厚生 ・ 保健施設

(寄宿舎)

第55条 本学に寄宿舎を附設し、学生の勉学及び生活指導に資する。

(健康管理センター)

第56条 本学に健康管理センターを設け、教職員及び学生の保健に資する。又、カウンセリング室を設け、学生の相談に応じる。

第13章 外国人留学生・科目等履修生

(外国人留学生)

第57条 外国人で、教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

第58条 外国人留学生には、本学則を準用する。

(科目等履修生)

第59条 本学の学生以外の者が本学所定の授業科目中1又は複数の科目を選んで履修を志望するときは、当該科目の授業に妨げのない場合に限り、選考の上、科目等履修生として受入れることができる。

2. 科目等履修生として履修し、試験等に合格した場合は、その授業科目の単位を授与することができる。単位の授与については第28条の規定を準用する。

第60条 科目等履修生に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第14章 聴講生・委託生・研究生

(聴講生)

第61条 本学所定の授業科目中1又は複数の科目を選んで聴講を志望する者があるときは、当該科目の授業に妨げのない限り、選考の上、聴講生として受入れることができる。

第62条 聴講生に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(委託生)

第63条 公共団体等の機関から本学の所定授業科目について修学の委託を受けたときは、研究及び授業に妨げのない限り、選考の上、委託生として受入れることができる。

第64条 委託生に関し必要な事項は、別にこれを定める。

(研究生)

第65条 正規の学生の身分でない者で本学において特定の専門事項につき研究することを志望する者があるときは、選考の上、研究生として受入れることができる。

2. 受入れることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する女子とする。

第66条 研究生に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第15章 公開講座

第67条 随時公開講座を開設することがある。

第16章 補 則

第68条 この学則の実施に関し必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

1. この学則は昭和37年4月1日から実施する。
2. この学則は昭和41年4月1日から実施する。
3. この学則は昭和41年11月1日から実施する。
4. この学則は昭和44年4月1日から実施する。
5. この学則は昭和47年4月1日から実施する。
6. この学則は昭和49年4月1日から実施する。
7. この学則は昭和50年4月1日から実施する。
8. この学則は昭和51年4月1日から実施する。
9. この学則は昭和52年4月1日から実施する。
10. この学則は昭和53年4月1日から実施する。
11. この学則は昭和54年4月1日から実施する。
12. この学則は昭和54年6月1日から実施する。
13. この学則は昭和55年4月1日から実施する。
14. この学則は昭和56年4月1日から実施する。
15. この学則は昭和58年4月1日から実施する。
16. この学則は昭和59年4月1日から実施する。
17. この学則は昭和59年7月1日から実施する。
18. この学則は昭和60年4月1日から実施する。
19. この学則は昭和61年4月1日から実施する。

ただし、第15条の規定にかかわらず、昭和61年度から平成8年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学 部・学 科	入 学 定 員
体育学部 体育学科	250名

20. この学則は昭和61年4月1日から実施する。

21. この学則は昭和 62 年 7 月 1 日から実施する。
22. この学則は昭和 63 年 4 月 1 日から実施する。
23. この学則は平成元年 4 月 1 日から実施する。
24. この学則は平成 2 年 4 月 1 日から実施する。ただし、平成元年度以前の入学生については、第 25 条、第 26 条、第 27 条（削除）、第 27 条第 4 項、第 28 条第 2 項、第 31 条、第 55 条ただし書、第 62 条ただし書及び第 64 条ただし書の規定にかかわらず、従前の学則による。
25. この学則は平成 2 年 4 月 1 日から実施する。
26. この学則は平成 3 年 4 月 1 日から実施する。
27. この学則は平成 4 年 4 月 1 日から実施する。
ただし、第 31 条については、平成 3 年 7 月 1 日から適用する。
28. この学則は平成 5 年 4 月 1 日から実施し、平成 5 年度入学者から適用する。
29. この学則は平成 6 年 4 月 1 日から実施する。
30. この学則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
31. この学則は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
32. この学則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 15 条の規定に係わらず、平成 9 年度から平成 11 年度までの間の入学定員及び編入学定員並びに収容定員は、次のとおりとする。

学部 ・ 学科	入学定員	編入学定員	収容定員
体育学部・体育学科	250名	50名	1,100名

33. この学則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
34. この学則は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。(授業料改定)
35. この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 15 条の規定にかかわらず、平成 12 年度の収容定員は、1,150 名、平成 13 年度の収容定員は 1,200 名、平成 14 年度の収容定員は 1,250 名とする。(収容定員改定)
36. ①この学則は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(就職対策室新設、健康管理センター附属機関化及び教職課程改定による改正)
②前項の規定にかかわらず、第 25 条の規定は、平成 12 年度入学生から適用し、平成 11 年度以前に入学した学生及び平成 13 年度入学までの 3 年次編入学生については、従前の学則を適用する。
37. この学則は平成 13 年 2 月 28 日から施行する。(文部科学省設置)
38. この学則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(授業科目新設・変更)
39. この学則は平成 15 年 4 月 1 日から施行する。(地域交流推進室新設)
40. この学則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(就職対策室を部に地域交流推進室

を地域交流センターに名称変更)

41. この学則は平成17年4月1日から施行する。(別表一部改正、休業日変更)
42. この学則は平成18年3月1日から施行する。(大学設置基準準拠等による変更)
43. この学則は平成19年4月1日から施行する。(准教授、助教に職名変更)
44. この学則は平成19年4月1日から施行する。(別表2：専門以外の科目「歴史と人間Ⅰ・Ⅱ」を追加)ただし、平成18年4月1日以前の入学の学生については、従前の学則を適用する。
45. この学則は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度入学生から適用する。(授業料改定)ただし、第46条の規定にかかわらず、平成19年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。2 第52条を削除。
46. この学則は、平成20年4月1日から施行する。(授業料等の取扱の改正)(第46条第3項の追加、第48条・第49条の一部改正、第50条の一部改正)
47. この学則は、平成20年4月1日から施行する。(第20条第1項第3号の春季休業日の一部改正)
48. この学則は、平成20年4月1日から施行する。(平成20年度入学生から適用する。)ただし、平成19年度以前の入学の学生については、従前の学則別表を適用する。(別表1：専門以外の科目の「音楽」を1単位に変更、別表2：専門に関する科目に「医学概論」1単位と「体育測定及び評価」1単位を追加)
49. この学則は、平成21年4月1日から施行する。(別表1：「海外英語講座」を「海外英語・文化講座」に科目名変更)
50. この学則は、平成21年4月1日から施行する。平成22年度入学生並びに編入生から適用する。(施設設備費の改定)
51. この学則は、平成22年4月1日から施行する。(別表1：英語(会話・体育スポーツ原書講読)」を二分割し、「英語A(会話)」と「英語B(体育スポーツの講読)」として新設。「教職実践演習」を開設し、「総合演習」を廃止)
52. この学則は、平成23年4月1日から施行する。(事務組織改編統合により、就職対策部をキャリア支援部に変更)
53. この学則は、平成24年4月1日から施行する。(第4章収容定員の編入学生50名を40名に変更)
54. この学則は、平成24年4月1日から施行する。平成24年度入学生から適用する。(学則別表の一部改正。専門以外の科目を教養科目に名称変更。導入教育として必修科目「藤村トヨの教育」「国語基礎講座」「キャリアデザイン」を開設。基礎理論、基礎実技として必修科目を追加。教員免許状取得に「武道(柔道・剣道)」を必修科目に追加。「アスレチックコンデショニング」「スポーツジャーナリズム概論」を新設。専攻コース名称変更等)
55. この学則は平成27年4月1日から施行する。(入試部、広報部の設置、教授会の

- 一部改正及び第19条にただし書きを追加)
56. この学則は平成27年4月1日から施行する。平成27年度入学生から適用する。
(第25条の一部改正。学則別表の一部改正)
 57. この学則は平成28年4月1日から施行する。(収容定員変更)
ただし、第15条の規定にかかわらず、平成28年度の収容定員は1,320名、平成29年度の収容定員は1,360名、平成30年度の収容定員は1,400名とする。
 58. この学則は平成28年4月1日から施行する。(成績評価の表記)
 59. この学則は平成28年4月1日から施行し、平成28年度入学生から適用する。
(授業料等改定)
ただし、第46条、第48条、第49条の規定にかかわらず、平成27年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
 60. この学則は平成28年4月1日から施行する。平成28年度入学生から適用する。
(学則別表1及び3の一部改正)
 61. この学則は平成29年4月1日から施行する。(組織改正(教職センター、企画調査室の設置))
 62. この学則は平成29年4月1日から施行する。ただし、「社会体育・健康産業等施設実習」は、平成28年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
(学則別表1の一部改正)
 63. この学則は平成30年4月1日から施行する。(第6条の3.4.5、第28条の2.3、第31条の4.5、別表4.5の追加及び第26条、第31条、第38条、第46条第4項の改正等)
 64. この学則は平成30年4月1日から施行し、第49条及び第49条の2については平成30年度入学生から適用する。(授業料等改定)
 65. この学則は平成30年4月1日から施行する。(学則の一部改正)
 66. この学則は平成31年4月1日から施行する。(学則別表の一部改正)
 67. この学則は平成31年4月1日から施行し、令和2年度入学生から適用する(授業料、入学検定料の改定)。ただし、第46条、第48条、第49条の規定にかかわらず、平成31年度以前に入学した学生については、従前の学則を適用する。
 68. この学則は、令和2年4月1日から施行する。(学則の一部改正)
 69. この学則は、令和3年4月1日から施行する。(学則及び学則別表の一部改正)
 70. この学則は、令和4年4月1日から施行する。(教授会事項等、賞罰に関する事項、第28条の2及び学則別表3の一部改正)
 71. この学則は、令和5年4月1日から施行する。(キャリア支援部の名称をキャリアセンターに変更、及び授業科目の見直しに伴う学則及び学則別表の一部改正)

東京女子体育大学学則 別表

〔別表 1〕 専門に関する科目

授 業 科 目		コース 区 分	単位	履修 区分	最低修得 単 位 数	備 考		
基礎 理論	スポーツ原理 ※	コース 共 通	2	必修	10 単位	※印は、教育職員免 許状取得希望者の必 修科目		
	スポーツ心理学 I ※		2					
	生 理 学 ※		2					
	スポーツ栄養学 I ※		2					
	スポーツ史 ※		2					
計					10 単位			
基礎 実 技	体づくり運動 I a ※	コース 共 通	1	必修	16 単位	※印は、教育職員免 許状取得希望者の必 修科目		
	体づくり運動 I b ※		1					
	器械運動 I a ※		1					
	器械運動 I b ※		1					
	陸上競技 I a ※		1					
	陸上競技 I b ※		1					
	ダンス I a ※		1					
	ダンス I b ※		1					
	水 泳 I a ※		1					
	水 泳 I b ※		1					
	球技(バレーボール) ※		1					
	球技(バスケットボール) ※		1					
	武 道(柔道) ※		1					
	武 道(剣道) ※		1					
	新 体 操 I		1					
	新 体 操 II		1					
	器械運動 II a		1				選択	6 単位
	器械運動 II b		1					
	陸上競技 II a		1					
陸上競技 II b	1							
ダンス II a	1							
ダンス II b	1							
球技(ソフトボール)	1							
球技(ハンドボール)	1							
計					22 単位			
基礎理論・実技 合計					32 単位			

授 業 科 目		専攻コース	単位	履修 区分	最低修得 単 位 数	備 考
専 攻 理 論	運動技術論	コーチング学 専攻コース	2	コース 選 択	1 コースを 選択し 3 科目 6 単位	
	スポーツ戦術論		2			
	運動観察論		2			
	運動処方論	スポーツ健康学 専攻コース	2			
	医学概論		2			
	アダプテッドスポーツ論		2			
	スポーツ社会学	スポーツマネジ メント学 専攻コース	2			
	身 体 学		2			
	スポーツマネジメント論		2			
	体育科教育学	教職体育学 専攻コース	2			
教育指導実践論	2					
学校ネットワーク論	2					
計					6 単位	

授 業 科 目		専攻コース	単位	履修区分	最低修得単位数	備 考									
専 攻 実 習	新体操競技コーチング論(競技論)	コーチング学 専攻コース	1	コース 選 択	理論と同じ コースを選 択し 4単位										
	新体操競技コーチング論及び実習Ⅰ		1												
	新体操競技コーチング論及び実習Ⅱ		1												
	新体操競技コーチング論及び実習Ⅲ		1												
	体操競技コーチング論(競技論)		1												
	体操競技コーチング論及び実習Ⅰ		1												
	体操競技コーチング論及び実習Ⅱ		1												
	体操競技コーチング論及び実習Ⅲ		1												
	陸上競技コーチング論(競技論)		1												
	陸上競技コーチング論及び実習Ⅰ		1												
	陸上競技コーチング論及び実習Ⅱ		1												
	陸上競技コーチング論及び実習Ⅲ		1												
	バレーボールコーチング論(競技論)		1												
	バレーボールコーチング論及び実習Ⅰ		1												
	バレーボールコーチング論及び実習Ⅱ		1												
	バレーボールコーチング論及び実習Ⅲ		1												
	バスケットボールコーチング論(競技論)		1												
	バスケットボールコーチング論及び実習Ⅰ		1												
	バスケットボールコーチング論及び実習Ⅱ		1												
	バスケットボールコーチング論及び実習Ⅲ		1												
	ハンドボールコーチング論(競技論)		1												
	ハンドボールコーチング論及び実習Ⅰ		1												
	ハンドボールコーチング論及び実習Ⅱ		1												
	ハンドボールコーチング論及び実習Ⅲ		1												
	ソフトボールコーチング論(競技論)		1												
	ソフトボールコーチング論及び実習Ⅰ		1												
	ソフトボールコーチング論及び実習Ⅱ		1												
	ソフトボールコーチング論及び実習Ⅲ		1												
健康体力づくり指導方法及び実習Ⅰ	スポーツ健康学 専攻コース	1	コース 選 択	理論と同じ コースを選 択し 4単位											
健康体力づくり指導方法及び実習Ⅱ		1													
体力評価の理論と実習		1													
健康評価の理論と実習		1													
スポーツリハビリテーション演習Ⅰ		1													
スポーツリハビリテーション演習Ⅱ		1													
レクリエーションゲーム	スポーツマネジ メント学 専攻コース	1				コース 選 択	理論と同じ コースを選 択し 4単位	集中講義(海浜実習・ スキー・キャンプ)は いずれか1つを必ず履 修する。ただし、2年 次での単位修得を含 む							
ニュースポーツ		1													
海浜実習		1													
キャンプ		1													
スキー		1													
フィジカルコンディショニング演習		1													
武道総合	1														
学校体験学習Ⅰ	教職体育学 専攻コース	1							コース 選 択	理論と同じ コースを選 択し 4単位					
学校体験学習Ⅱ		1													
授業力養成演習Ⅰ		1													
授業力養成演習Ⅱ		1													
計												4単位			
専攻理論・実技 合計												10単位			

授 業 科 目	専攻コース	単位	履修区分	最低修得単位数	備 考
体育・スポーツ学ゼミナールⅠa	コース 共 通	1	選択	4 単位	体育・スポーツ学ゼミナール、教育学ゼミナール及び教養教育ゼミナールの中から1つのゼミナールを選択し、Ⅰa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱbを連続履修する。
体育・スポーツ学ゼミナールⅠb		1			
体育・スポーツ学ゼミナールⅡa		1			
体育・スポーツ学ゼミナールⅡb		1			
教育学ゼミナールⅠa		1			
教育学ゼミナールⅠb		1			
教育学ゼミナールⅡa		1			
教育学ゼミナールⅡb		1			
教養教育ゼミナールⅠa		1			
教養教育ゼミナールⅠb		1			
教養教育ゼミナールⅡa		1			
教養教育ゼミナールⅡb		1			
卒業研究		2			
計				4 単位	

授 業 科 目		専攻コース	単位	履修区分	最低修得単位数	備 考
選 択 領 域 理 論 ・ 実 習	スポーツ経営管理学 ◇	コース 共 通	2	選択	30単位 以 上	講義科目又は講義・演習科目から25単位以上を履修すること ※印：教育職員免許状取得希望者の必修科目 ◇印：教育職員免許状取得希望者は、1科目2単位以上の修得が必要
	運 動 学(含運動方法) ※		2			
	コーチング論		2			
	スポーツ法学		2			
	スポーツ行政学		2			
	発育発達論		2			
	レジャー・レクリエーション概論		2			
	運動器機能解剖		2			
	衛生学及び公衆衛生学 ※		2			
	スポーツ医学(含救急法・看護法) ※		2			
	スポーツ生理学 ※		2			
	スポーツ栄養学Ⅱ		2			
	体育測定・統計		2			
	トレーニング概論		2			
	学校保健(含 小児保健, 精神保健, 学校安全) ※		2			
	学校とスポーツの安全		2			
	学校体育経営論 ◇		2			
	スポーツ心理学Ⅱ(カウンセリング)		2			
	バイオメカニクス		2			
	地域スポーツ経営論		2			
	アスレティックコンディショニング		1			
	野外教育論		2			
	データサイエンス		1			
	舞踊教育論及び実習		1			
	音楽効果論及び実習		1			
	体力トレーニング実習		1			
	コンテンポラリーダンス(含 ストリートダンス)		1			
	民族舞踊(含 バレエ)		1			
	体育ダンス(含 民俗舞踊)		1			
	エアロビックダンス		1			
	カヌー		1			
	スノーボード		1			
	体づくり運動指導方法及び実習		1			
器械運動指導方法及び実習 a	1					
器械運動指導方法及び実習 b	1					
陸上競技指導方法及び実習 a	1					
陸上競技指導方法及び実習 b	1					
ダンス指導方法及び実習 a	1					
ダンス指導方法及び実習 b	1					
球技指導方法及び実習 a	1					
球技指導方法及び実習 b	1					
武道指導方法及び実習	1					
水泳指導方法及び実習	1					
キャンプ	1					
スキー	1					
海浜実習	1					
スポーツ健康学実習	1					
社会体育・健康産業等施設実習	2					
教養科目の科目のうち、最低修得単位数を超えて履修した科目 専門に関する科目のうち、最低修得単位数を超えて履修した科目 教職に関する科目のうち、指定科目から履修した科目(＃)					56単位	選択領域理論・実習と合わせて56単位
計					56単位	
卒業要件最低修得単位数					124単位	

東京女子体育大学学則 別表

〔別表 2〕 教養科目

授 業 科 目	コース 区 分	単 位	履 修 区 分	最低修得 単 位 数	備 考				
藤村トヨの教育		1	必修	4 単位					
国語基礎講座		2							
キャリアデザイン		1							
思想と人間観	コース 共 通	2	選択	1 6 単位	※印は、教育職 員免許状取得希 望者の必修科目				
文学と人間		2							
数と思考		2							
自然と生命		2							
歴史と人間		2							
日本国憲法 ※		2							
情報リテラシー ※		2							
生活と経済		2							
音と芸術		2							
美と芸術		2							
女性と生活		2							
社会と人間		2							
ボランティア理論		1							
ボランティア実習		1							
キャリアトレーニング		1							
英語表現 I		1							
英語表現 II		1							
海外英語・文化講座		2							
外国語コミュニケーション(英語) I ※						1	選択	2 単位	1つの外国語を選 択し、I・IIを 必修とする。
外国語コミュニケーション(英語) II ※						1			
外国語コミュニケーション(ドイツ語) I ※		1							
外国語コミュニケーション(ドイツ語) II ※		1							
外国語コミュニケーション(フランス語) I ※		1							
外国語コミュニケーション(フランス語) II ※		1							
計				2 2 単位					

〔別表 3〕 教職に関する科目

授 業 科 目	単 位	履 修 区 分	最低修得 単 位 数	備 考			
教 職 論	2	教 職 必 修	1 8 科目 3 7 単位	#印は、 卒業に必 要な単位 数に含め ることが できる指 定科目			
教育原理	2						
教育行政学	2						
教育心理学	2						
特別支援教育概論	1						
教育課程論 #	2						
保健体育科教育法 I #	2						
保健体育科教育法 II #	2						
体育実技指導研究 #	2						
保健指導研究 #	2						
道徳の指導法	2						
総合的な学習の時間の指導法	1						
特別活動の指導法	2						
教育の方法及び技術（情報通信技術の活用含む） #	2						
生徒指導論(含進路指導) #	2						
教育相談	2						
教職実践演習（中・高）	2						
教育実習	5						
計					3 7 単位		

免許法施行規則			最低 単位数	授業科目名称	授業形態	単位	中学校教諭 一種取得単位		備考
科目区分等		必修					選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	28	体づくり運動 I a	実技・講義	1	1		
				体づくり運動 I b	実技・講義	1	1		
				武道(柔道)	実技・講義	1	1		
				武道(剣道)	実技・講義	1	1		
				器械運動 I a	実技・講義	1	1		
				器械運動 I b	実技・講義	1	1		
				陸上競技 I a	実技・講義	1	1		
				陸上競技 I b	実技・講義	1	1		
				球技(バレーボール)	実技・講義	1	1		
				球技(バスケットボール)	実技・講義	1	1		
				球技(ソフトボール)	実技・講義	1		1	
				ダンス I a	実技・講義	1	1		
				ダンス I b	実技・講義	1	1		
				「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	スポーツ原理	講義	2	2	
	スポーツ心理学 I	講義			2	2			
	スポーツ経営管理学	講義			2		2		
	スポーツ社会学	講義			2		2		
	スポーツ史	講義			2	2			
	運動学(含運動方法)	講義			2	2			
	生理学	講義			2	2			
	スポーツ生理学	講義			2	2			
	衛生学及び公衆衛生学	講義			2	2			
	学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	講義			2	2			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用含む。)	保健体育科教育法 I		講義	2	2			
		保健体育科教育法 II		講義	2	2			
		体育実技指導研究		講義	2	2			
		保健指導研究		講義	2	2			
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		教育原理	講義	2	2		
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)		教職論	講義	2	2				
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)		教育行政学	講義	2	2				
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		教育心理学	講義	2	2				
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育概論	講義	1	1				
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		教育課程論	講義	2	2				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の指導法	講義	2	2				
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	講義	1	1				
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	講義	2	2				
	教育の方法及び技術	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	講義	2	2				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(含進路指導)	講義	2	2				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談	講義	2	2					
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習	実習	5	5				
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	演習	2	2				
大学が独自に設定する科目		4	学校体育経営論	講義	2		2		
			59			74	67	7	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	講義	2	2			
	体育	2	水泳 I a	実技・講義	1	1			
			水泳 I b	実技・講義	1	1			
	外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーション I	演習	1	1			
			外国語コミュニケーション II	演習	1	1			
情報機器の操作	2	情報リテラシー	講義	2	2				
			8			8	8		

免許法施行規則			最低 単位数	授業科目名称	授業形態	単位	高等学校教諭 一種取得単位		備考
科目区分等		必修					選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	体育実技	24	体づくり運動Ⅰ a	実技・講義	1	1		
				体づくり運動Ⅰ b	実技・講義	1	1		
				武道(柔道)	実技・講義	1	1		
				武道(剣道)	実技・講義	1	1		
				器械運動Ⅰ a	実技・講義	1	1		
				器械運動Ⅰ b	実技・講義	1	1		
				陸上競技Ⅰ a	実技・講義	1	1		
				陸上競技Ⅰ b	実技・講義	1	1		
				球技(バレーボール)	実技・講義	1	1		
				球技(バスケットボール)	実技・講義	1	1		
				球技(ソフトボール)	実技・講義	1		1	
				ダンスⅠ a	実技・講義	1	1		
	ダンスⅠ b	実技・講義		1	1				
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	スポーツ原理		講義	2	2			
		スポーツ心理学Ⅰ		講義	2	2			
		スポーツ経営管理学		講義	2		2		
		スポーツ社会学		講義	2		2		
		スポーツ史		講義	2	2			
		運動学(含運動方法)		講義	2	2			
		生理学		講義	2	2			
		スポーツ生理学		講義	2	2			
		衛生学及び公衆衛生学		講義	2	2			
		学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		講義	2	2			
		スポーツ医学(含救急法・看護法)		講義	2	2			
各教科の指導法(情報通信技術の活用含む。)		保健体育科教育法Ⅰ	講義	2	2				
	保健体育科教育法Ⅱ	講義	2	2					
	体育実技指導研究	講義	2	2					
	保健指導研究	講義	2	2					
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	講義	2	2				
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	講義	2	2				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育行政学	講義	2	2				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	講義	2	2				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育概論	講義	1	1				
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	教育課程論	講義	2	2				
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	道徳の指導法	講義	2	2				
	総合的な学習の時間の指導法	総合的な学習の時間の指導法	講義	1	1				
	特別活動の指導法	特別活動の指導法	講義	2	2				
	教育の方法及び技術	教育の方法及び技術(情報通信技術の活用含む)	講義	2	2				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法								
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論(含進路指導)	講義	2	2				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法								
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)	教育相談	講義	2	2					
教育実践に関する科目	教育実習	教育実習(中・高)	実習	5	5				
	教職実践演習	教職実践演習	演習	2	2				
大学が独自に設定する科目			12	学校体育経営論	講義	2		2	
			59			74	67	7	
教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	2	日本国憲法	講義	2	2			
	体育	2	水泳Ⅰ a	実技・講義	1	1			
			水泳Ⅰ b	実技・講義	1	1			
	外国語コミュニケーション	2	外国語コミュニケーションⅠ	演習	1	1			
			外国語コミュニケーションⅡ	演習	1	1			
情報機器の操作	2	情報リテラシー	講義	2	2				
			8			8	8	0	